

# 『立命館経営学』投稿規程

## (目的)

第1条 『立命館経営学』は、立命館大学経営学部・経営学研究科における経営学及び経営学関連学問の研究活動を発展させ、あわせて経営学の発展に寄与することを目的とする。

## (執筆者の資格)

第2条 論文等の執筆者は、原則として本会会員である経営学部、経営管理研究科の教授、准教授、専任講師および助教、大学院生（本学経営学研究科、経営管理研究科に在籍しており、投稿時に休学中でないもの。各研究科に在籍する研究生を含む）とする。

2 編集委員会は、第1条に定める目的を達成するため、必要に応じて本会会員外の研究者に投稿を依頼することができる。

3 その他、本会会員である経営学部、経営管理研究科の教授・准教授・専任講師・助教の推薦を受けた者は、編集委員会の承認を得た場合、執筆することができる。なお、前項により編集委員会から投稿を依頼した場合をのぞき、本会会員以外のみが執筆した論文等については別途定める投稿料を徴収する。

## (投稿論文等の内容と種類)

第3条 投稿論文等は、経営学の研究成果を報告するものであり、その研究目的と結論が明確に示されていなければならない。投稿論文等は、他に刊行済み、または投稿中でないものに限る。審査過程にある投稿論文等においても、同時に他機関の各種出版物への投稿およびWEB等による公表を行ってはならない。

2 投稿の種類は、①論文、②研究ノート、③資料、④翻訳、⑤紹介、⑥書評とする。

3 ①論文、②研究ノートのうち、レフェリーによる査読審査を経て掲載された投稿に対しては、①論文（査読付き）、②研究ノート（査読付き）と明示する。

4 投稿論文等は、『立命館経営学』執筆要項（別紙）に従うものとする。

## (投稿論文等の受理)

第4条 投稿論文等の受理は、編集委員会で決定する。投稿論文等の受付日は編集委員会へそれが到着した日とする。受理された論文の掲載順序は、編集委員会で決定する。

## (査読論文等の取り扱い)

第5条 本学経営学研究科および経営管理研究科に在籍する大学院生および大学院研究生である投稿者が査読を希望し編集委員会がそれを認めた場合、および編集委員会が査読を必要と判断した場合には、論文等について査読を行う。査読を必要とする投稿の掲載については、編集委員会が委嘱するレフェリーの査読審査結果を参考とする。

2 投稿論文の審査期間は原則として約一ヶ月とする。

3 編集委員会は、査読審査後に以下のいずれかの審査結果を理由とともに投稿者に通知する。

(1) 採択

(2) 修正後採択

(3) 修正後再審査

(4) 掲載不可

4 編集委員会は、「修正後採択」及び「修正後再審査」の審査結果を以て、投稿論文等の改善を要請することができる。その場合の再提出の期限は原則として4週間以内とし、それを越えた場合は新規投稿論文の扱いとする。

5 査読を必要とする投稿に際しては、レフェリーによる査読はダブル・ブラインドによって行う。投稿者はレフェリーを、レフェリーは投稿者をそれぞれ特定できないように査読を行う。

6 査読論文等の掲載号を年2回程度発行することとし、各論文の掲載号は採択後に編集委員会で決定する。

#### (著作権及び著作の公開)

第6条 掲載された論文等の著作権は、原則として編集委員会に帰属する。論文の著者が他の著作物に本誌に掲載された論文を再録する場合は、編集委員会の承認を得なければならない。

2 『立命館経営学』に掲載された著作に関しては、編集委員会の判断により経営学会が認めるホームページ等のメディアにおいて公開することができる。

#### (発行と投稿の申込み)

第7条 『立命館経営学』は毎年度第6号まで発行する。発行日は、第1号（5月10日）、第2号（7月10日）、第3号（9月10日）、第4号（11月10日）、第5号（1月10日）、第6号（3月10日）とする。ただし、編集委員会が必要と認める場合には発行号数ならびに発行日を変更できるものとする。

2 論文等の投稿は、編集委員会指定の投稿申込書に記入して申込むものとする。

#### (投稿機会の公平性)

第8条 投稿機会の公平性を保持するため、同一主題で連続して掲載する場合は原則として2～3回を目途とする。

2 大学院生の投稿は各巻独立論文の体裁を要し、継続論文として複数号にわたって投稿することはできない。

#### (原稿の提出)

第9条 投稿論文等は、完成原稿とし、打ち出し原稿3部と原稿データ（PDFファイルおよびMS Word形式（拡張子が.docまたは.docxのもの）のいずれか）を編集委員長宛に提出する。

#### (その他)

第10条 執筆者による校正は、原則2回とする。

2 執筆者には、紀要2冊、抜刷30冊を贈呈する。規定部数以上希望する場合は、その旨を申し出るものとする。

3 本規程に規程のないもの及び原則外のものについては、編集委員会で決定することができる。

#### 附則

この規程は、2005年4月1日から発効する。

#### 附則

この改訂は、2006年4月1日から施行する。

#### 附則

この改訂は、2009年3月5日から施行する。

#### 附則

この改訂は、2016年4月1日から施行する。